

まちづくり通信 vol.6

上田市独自の「まちづくりのルール」を目指して

発行日 / 平成 21年 9月 9日 発行元 / 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

分科会で論点を検討中！ (第3分科会)

上田市独自の「まちづくりのルール」の検討は、現在3つの分科会にわかれ、論点を分担して検討を進めています。第3分科会では、「市役所（執行機関）がしっかりと責任を持ってまちづくりを行うためにはどうしたらいいか。」「市外の人や国、県との連携を今後どうするべきか。」などについて、話合っています。

第3分科会の担当項目		
大分類	条文規定項目	分科会
執行機関	市及び執行機関の基本的な役割	3
	首長の責務	
	職員の責務・育成	
	総合計画等の策定における参加・協働	
	総合計画に基づく行政運営	
	財政運営の基本事項	
	執行機関の組織・執行体制	
行政評価		
連携・協力	市外の人々との連携	3
	自治体・国等の他機関との連携協力	

第3分科会は、上田の将来のまちづくりを進めるとき「行政はどうあるべきか。」を考える分科会です。具体的な論点としては、「市及び執行機関の役割」「財政運営の方針」「政評価、市外の人や国、県との連携」などがあります。

執行機関の役割などは、既に細かいところまで法令で決められていることが多くありますが、その中でも、特に市として力を入れたいところや重要なところを確認することで、議論の中から上田市独自の特色あるルールを生み出すことも検討しています。

市役所は市民の幸せを実現するために仕事をしているという基本に立ち戻り、これからの人口減少や少子高齢化の進行により、税収の減少が見込まれる中で、まちづくりの専門家としての市役所や職員が力を発揮し、市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを推進する仕組みや制度について議論しています。

上田市は有名な真田氏の居城である上田城跡があるなど、古代から近代まで歴史ロマンのあふれるまちです。連携・協力の論点では、そうした歴史ファンを巻き込んだまちづくりについても検討されています。また、分権社会の進展は、国、県、近隣自治体などとの関係を確認するところから始まるといわれるとおり、重要な位置付けとなっています。

「執行機関」ってなに？ ～ 第3分科会の論点から ～

執行機関である市長やその補助機関である職員、教育委員会などの行政委員会は、すべてを包括して「執行機関」と表現されます。執行機関は、市民や議会と並んでまちづくりの重要な担い手です。社会構造の変化に対応するため、市民やNPOなどが新しい公共の分野に活躍の場を広げていますが、執行機関は、まちづくりのための政策を実現する役割を担っていることには変わりありません。

行政委員会には、政治的中立性が求められる教育委員会や選挙管理委員会など市長部局とは求められる役割が異なる部分もありますが、検討委員会では、すべての行政委員会が何らかの形でまちづくりに関わっていると考え、条例の対象に含め検討しています。

しっかりしてよ！行政。

国の仕組みとは異なり、地方の行政システムは二元代表性を採用しています。つまり、市長と議員両方を市民自らが投票により選んでいるということです。市の政策を執行管理する市長と、市民の声を聞き、政策を監視する議員との人数の比率を考えると、市長がどれだけ大きな権限を持っているかがわかります。執行機関は多元主義により、大きな権限を持つ市長から権限を分割し、その一部を担っているのが教育委員会などの行政委員会です。また、市長の役割を補佐し、実際の執行事務を行う補助機関が市役所の職員です。

市長の役割は、分権社会の進展とともにますます責任が増していると考えられ、条例検討委員会では「まちづくりへのリーダーシップを発揮するよう努めて欲しい。」という意見や、「地域資源を活用した行政運営としての気構えを持った経営者であって欲しい。」といった意見などが出されています。



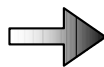
また、行政の組織に関しては、「縦割り行政を廃して市民の目線に立った組織運営をして欲しい。」といった意見や、適切な評価を行えるような仕組みをつくって欲しいなどの意見が出されました。一方、補助機関である職員に対しては、不正を行わず誠実に職務に当たることは当然のこととして、まちづくりの専門員としての必要な能力を伸ばす努力を求める意見や、市民の視点に立った親身に対応できる能力を持って欲しいなどの意見が出されています。

行政経営の基盤となる財政についても議論が交わされています。市の財政状況は、6月と12月に広報紙で市民に公表することとなっており、また、バランスシートを作成・公開しています。けれども、検討委員からは「わかりにくい。」といった意見があるなど、さらにわかりやすく工夫をした財政状況の公表を期待する意見が多く出されています。

より市民のための市役所となるために、市民の多様な意見を聴く方法についても議論されています。パブリックコメント（意見提出手続制度）など、広く市民の意見を聴く統一した仕組みの制度化の充実や「出された意見がどうまちづくりに活かされていくのか。」など、明確な方針を決めておく必要があります。

皆様のご意見をお待ちしています！

ホームページには、条例の検討委員会に直接自分のご意見を伝えることのできる、「ご意見投稿フォーム」を設置して、随時ご意見を募集しています。地域活動やまちづくり活動をしていく中で感じていることや想い、条例策定へのご意見、ご要望、盛り込んで欲しい項目などどのようなことでもかまいませんので、皆さんの声をぜひお寄せください。



QRコード
携帯電話で読み取っていただくと、直接投稿フォームが開けます。

事務局から・・・

検討委員会の配布資料や会議録などの情報は、上田市役所ホームページからもご覧いただけます。

【事務局】上田市役所政策企画局まちづくり協働課 電話 0268-22-4100（内線 1354）

【ホームページ】<http://www.city.ueda.nagano.jp>

【ご意見はこちらから】<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/jiti/kihon.html>